

# 洲本市コミュニティバス運行委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務目的

洲本市では、自動車等の運転免許証を所持しないため、移動に支障をきたす市民や、高齢化による運転の不安から免許証を返納する市民が増えている。このような中、淡路島地域公共交通計画の基本方針である『誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～』の構築を目的として、市街地と五色地域間、また、市街地と上灘地域及び南あわじ市沼島汽船場間を運行するコミュニティバスの運行事業者を選定し、当該運行業務を委託しようとするものである。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 洲本市コミュニティバス運行委託業務
- (2) 業務内容 洲本市コミュニティバス運行委託業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約の日から令和13年9月30日まで  
(運行開始予定日：令和8年10月1日)
- (4) 提案上限金額 業務期間における委託料上限額160,683千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※この価格は、契約締結時の価格（運行等経費から運賃収入を控除した額）であるが、運行事業年度毎の契約額は人件費、燃油価格等の高騰を考慮するものとする。
- (5) 業務場所 洲本市及び南あわじ市 地内

## 3. 参加資格要件

- 本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるすべての事項を満たす事業者とする。
- (1) 公募開始日を基準として、直近1年間において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと
- (2) 公募開始日を基準として、直近1年間において、国土交通大臣から道路運送法(昭和26年法律第183号)第40条に定める事業用自動車の使用の停止若しくは事業の停止処分の措置を受けていないこと
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと
- (5) 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

- (6) 洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年告示第13号)による排除措置を受けていないこと
- (7) 道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を現に実施している事業者、若しくは『一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について(改正 平成26年1月27日)』に定められた審査基準を運行開始予定日までに満たすことができる事業者
- (8) 運行開始予定日までに、当該路線についての国土交通省の許可・運賃認可・標柱の設置等を完了し、運行開始予定日から問題なく運行を開始できる事業者
- (9) 適正な事業完了を行うため、『一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について(改正 平成26年1月27日)』1(3)①に定める基準を満たす営業所を淡路島内に有する事業者

#### 4. 手続き等

##### (1) 資料配付及び閲覧

令和7年12月22日（月）～ 令和8年1月21日（水）

（執務時間：土、日を除く午前8時30分～午後5時15分）

・資料配付を希望する場合は、必ず受領印（認印可）と名刺を持参すること

##### (2) 参加表明書の提出

令和7年12月22日（月）～ 令和8年1月21日（水）

（執務時間：土、日を除く午前8時30分～午後5時15分）

提出方法：「参加表明書」様式1により、FAX又は電子メールにて提出すること

##### (3) 質問の受付及び回答

提出期限：令和8年1月21日（水）正午まで

提出方法：「質問書」様式2により、FAX又は電子メールにて提出すること  
回答日：令和8年1月23日（金）

回答方法：FAX又は電子メールにて回答

##### (4) 企画提案書の作成

「企画提案書作成要領」に基づき、作成すること

##### (5) 企画提案書等の提出

提出期限：令和8年2月4日（水）午後5時15分まで（必着）

提出部数：原本1部、副本10部

提出方法：持参又は郵送によること

※なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できるよう措置を講じること

## 5. 事業者の選定方法

庁内で組織する選定委員会（以下「委員会」と言う。）の審査委員が、プロポーザル参加者の企画提案書を審査し、評価点数を付けるものとする。

なお、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が70点満点中42点に満たない場合は、該当者なしとする。

また、応募事業者が1者のみの場合でも、審査を行うこととする。

### （1）書類審査

提出された企画提案書を審査する。

実施予定日：令和8年2月中旬頃

※選定過程は非公開とし、結果についての異議申立ては受け付けないこととする。

## 6. 選定結果の公表

選定結果については、次のとおり洲本市ホームページで公表する。

### （1）公表事項

- ①受託事業者の名称及び評価点を公表する。
- ②受託候補者以外の提案者の名称は符号表記とし、評価点を公表する。
- ③提案者が2者の場合には、次点者の評価は公表しない。

## 7. 提案に係る費用負担

提案に係る費用については、プロポーザル参加者の負担とする。

## 8. 失格条項

次に掲げる事項に該当した場合は、失格とする。

- （1）「3. 参加資格要件」を満たしていない場合
- （2）定められた期限内に必要書類が提出されなかった場合
- （3）辞退の申し出があった場合
- （4）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （5）提出書類に重大な不備等があった場合
- （6）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- （7）その他、選定委員会において不適当と認められた場合

## 9. 契約手続き

契約締結については、運行開始まで（令和8年9月30日）の準備行為部分と、運行開始予定日（令和8年10月1日）以降に分割して行うものとする。

この場合においても、本公募型プロポーザルに要した費用について、洲本市に請求することはできず、プロポーザル参加者の負担となるものとする。

なお、各々の金額については、選定業者の見積内訳によるものとする。

## 10. その他留意事項

- (1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする
- (2) 提出書類の提出後の修正、追加及び再提出は認めないものとする
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする
- (4) 提出書類については、プロポーザルの選定以外の目的では使用しない
- (5) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある
- (6) この実施要領に定めのない事項については、必要に応じてプロポーザル参加者と洲本市が協議して定めるものとする

## 11. 提出先及び問い合わせ先

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市企画情報部企画課交通・航路対策係

TEL : 0799 - 22 - 3321 (内線) 1513

FAX : 0799 - 22 - 1315

E-mail : kikaku@city.sumoto.lg.jp

(執務時間：土、日を除く 午前8時30分～午後5時15分)

以 上